

春日部市立ふじ学園条例の一部を改正する条例

春日部市立ふじ学園条例（平成17年条例第93号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。

改正後	改正前
<p>（使用料）</p> <p><u>第8条</u> 法第7条第2項に規定する障害児施設支援を受けた者は、法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を使用料として納付しなければならない。</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（委任）</p> <p><u>第10条</u> （略）</p>	

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。